

## 凶事記

## 山本宗尚

## 解題

本史料は、賀茂別雷神社（上賀茂神社）社家から流出した文書と思われるものの一つで、筆者が東京神田神保町の古書店から入手したものである。江戸期における社家の葬祭に関する手続きや次第を集成したもので、準備物や祝詞、墓石の種類や大きさまで事細かく記されている。「おでーさん・岡本清川のこと」（竹森かつ著、竹森章編著、平成四年、非売品）には、社家の墓石の写真が多数掲載されており、これと比較すると一部異なる形式のものがみられるものの、本書の記載に沿つたものとなっている。古来、日本の葬儀は仏式が主流であって、特に一七世紀前期から江戸幕府は仏葬を強制している。これに対して、吉田神道系などの神職が神葬祭を請願したものの、幕府の許可是限定的で、一般国民にまで神葬祭が神道するのは明治以降であるとする（「国史大辞典」神祭の項）。

『洛北誌 旧京都府愛宕郡村志』（旧京都府愛宕郡郡役所編、明治十四年、昭和四十五年大学堂書店より復刻出版）には、上賀茂社における葬儀の古式が次のように記されている。

これによれば、明治時代当時の神葬祭と大差ないことを述べているが、どの時代にまで遡れるかは検討を要する。ただ、穢れを特に嫌う賀茂社家にあって、葬祭に関する事項はほとんど知られていないため、當時のよすがを伺うことのできる好史料である。奥書によれば、最初の書写は天明五（一七八五）年七月で、文政三（一八二〇）年の書写を経て、賀茂顯隆が天保六（一八三五）年に書写したものが本史料となつ

葬儀は現時の神葬式なるものと大差なしと雖も、必ず曰及

ている。本文には、安永三（一七七四）年、延宝七（一七五三）年の

記載があることから、あまり年数を経ていない段階で最初の書写が行わされたと思われる所以、一八世紀中頃の成立としておきたい。

本書の体裁と表題は次のとおりである。

〔体裁〕写本 一冊 袋縫 十六丁内墨付十五丁、  
縦二十四・三糸、横十七・五糸

〔表題〕凶事記

本史料の翻刻にあたつては、京都府立総合資料館文献課土橋誠氏に  
数多くのご教示を得た。ここに記して御礼申し上げます。

凡例

- 一 文字の摩滅・虫損により判読できないものは、予測できる文字数  
を□で示した。
- 一 異体字、旧字等は、特別な場合を除き、本字体、新字体に改めた。
- 一 潛点は一部筆者により付されているものがあつたため、翻刻では  
一切手を加えていない。
- 一 句読点は、翻刻者が適宜追加した。
- 一 翻刻者の注記は、（ ）で示した。

## 本文

〔表紙  
凶事記〕

暇眼庵書様

從四位下

岡本下野守清足

右安永三年四月九日祖母死去仕候、依之暇三十日、服十三ヶ月着仕罷  
在候。

梅辻武若丸大夫報清

右之通御届申入候。以上。  
午四月十五日

四月、十一月者祭月、故當日以前雖暇服有之、憚子不届之。當月以後  
届之。予祖母死去之時、如此為覺悟記置者也。書様他皆倣之。

### 親族考

曾祖父	ヒヂイチ	曾祖母	ヒバ
祖父	チホ	祖母	バ
外祖父	ハカタノチイ	外祖母	ハカタノバ
父	チ	母	ム
父	他家相続者実父死之時者 實父死去仕候ト可書也	母	同上
繼父	マサチ	繼母	マサメ
舅父	シウト	姑	シウトメ
夫父曰舅		夫母曰姑	
伯父	ヲチ	叔父	オチ
父之兄曰伯父		父之弟曰叔父	
伯母	ヲハ	叔母	オハ
父之姊曰伯母		父之妹曰叔母	
舅	カタノヲチ	母之兄弟曰舅	
舅	カタノヲチ	母之兄弟曰舅	
兄	アニ	弟	ヲトウ
兄	コノカミ		

姉アシナ  
母兄マツヒトツノアニ  
母姊マツヒトツヲトウト  
甥マツヒ  
兄弟之子為甥マツヒチノコノアマリ

従父兄イトコ  
兄之子男イチノコノオノ

妻マコ  
孫ムスメ  
女子ムスメ  
娘ムスメ

養子ヒマコ  
曾孫ヒマコ  
子コ  
孫コ

### 地祭之事

一	三寸	但箇二入出ス	二杯
一	洗米	熨斗鮑二切斗	少
一	肴	土器	
一	土器	片木	
一	葉付之竹	注連繩	
一	注連繩		

右之品下部ニ為持遣ス。令着袴、清キ人一人頬遣也。麻上下。

### 祝詞

掛毛畏カモヒ此處乃マツヒ地主乃マツヒ神仁恐カモヒ申佐久柳マツヒ此處仁位姓名  
或姓之墓所乎定女マツヒ於隱志申須因茲マツヒ今月今日某於吉日洗米  
三寸於奉備利此由乎告申佐志卒仰願波此狀於平介久安介久聞

食エフ某極長世未天仁動無久加家内安全子孫繁宋仁常盤固  
磐尔夜乃守利仁護幸賜倍止恐美恐美名申壽

### 地祭次第

一 先葉付之竹四本立于四隅ニ、張ニ注連繩ラ四手神繩右下部申付令  
調之。

一 供物洗米少入于土器、御酒一杯盛于土器、右載二片木供之先墓地之中央供之。再拌  
祝詞、再拌了而、灌三寸ヲ於墓地ニ而、供物者片木共ニ埋ム墓  
地之傍ニ。尤地祭子マツヒテ後、可レ令レ堀マツヒ思其処マツヒ。若又刻限甚急  
ク時ハ、堀マツヒ思了テ後ハ為ニ地祭マツヒ亦不若マツヒ也。

### △凶事之節用意之品

一 素服	一 鳥帽子	一 無艶
一 末廣	一 傘	一 鈍色
一 素襪	一 白丁	一 鳥帽子共
一 棺	一 名札	

右之品、鄉約会中ケ間ニ有。之以二語合之人ヲ相ニ届頭人ニ、鍵  
受取向ヒ一擊斬一、右入用之品出之下部ニ為持返事。

一 白布

一 端

但、棺カタミノ紐一巾ニテ用時ハ一匹入也。略スル時ハ繩ヲ  
シホンニ用ヒ、布五尺ヲ八ツニ割卷レ之。子タル者ノ持綱ハ一方四  
尺ツマ。尤一巾也。右ハ元來カラミ紐ノアマリ也。昇綱ハ六尺二  
ツ割。五尺ニテモ宜キナリ。

一 松脂ヤシ

右、棺ヘナカスチャンノ用也。但一斤程ニテハ、漸ク四角及底等

ハ掛ル程有之。惣駄工掛ル時ハ、右積リニテ用意アルヘン。

一 薄鍋 松脂ヲ煮ノ料ナリ

一 香炉

一片木台 香炉ノ台并供物ノ台等ナリ 二ツ

一 酒

一 香物

右ハ、出立ノ時、供之衆へ飲ス酒ナリ。香物ハ其肴ナリ。飲器ハカサ。

一 蜡燭

右之内、六丁ハ三軒屋へ遣ス。一丁ハ死者ノ前ニトモシ置ナリ。

右六丁ハ、葬送ノ時墓所ノ入口ニ、両側ニツラネトモシ置ナリ。

一 錢六文ツ、

右之斬屋へ遣ス。或ハ、八結六結ハ与丁、六人一結ハ三軒屋、一結ハ死者ノ柩へ入ル、ナリ。

一 莓子 何ニテモ六ツ／＼

右菓子品、モチ、マンシウ、センハイ、ラクカン。外ニナニ、テモニ品。右ハ葬送ノ日、死者ノ前ニ供置。葬送ノ時、直ニ輶へ入

レ遣ス。又、翌日靈前へ供へ墓参ノ時備ル等ノ料ナリ。各ニツ、六品供之。

一 糊

一 沈香 或燒香 少々 一 両

一 線香

一 あみ笠

一 菅笠

一 うらなし  
右ハ死者之料。

一 足

一 草履

右ハ見送之衆之用。

一 草鞋

素服之時ハ、晴天ニテモ草鞋也。

一 杖

但、父之時ハ竹、母ノ時ハ桐。紙ニテ巻ハあら。何レモ生ハナリ。二本ヲ土ニツクウヤウニツクヘシ。削繪「ケツリックロウ」ナシ。本末ヲ切タル儘ニテ用ユ。竹桐モヨウノタウリタルモノナリ。子細有ル由、尚可有吟味」也。

一 棺へ入ル杖

一本

右、棺ノ長ニ合フ程二切。持処ヲ紙ニテ包ミ、紙捻ニテ括之ナリ。

一 紗摺糖

或ハ、棺ノ底エシキ、又紙袋ニ入テ、イクツモコシラヘ、入棺ノ時スキ間／＼ヘツメル料也。

一 墓炭

是ハ、湿氣ヲ除クモノユヘ、棺ノゲス板ノ下へ入ルナリ。

一名札挿之竹

一本

丸サニ寸。五六分ハカリノ竹上ニ節ヲコメ、上下名札ノ長ニ合

セ、文字ヲカクレサル様ニ切、クハシヲ折ヘ、指挿ムヘシ。竹ノ

長サ四尺五寸斗下、切ソキニシテヲクヘシ。

一 絆串之竹

一木  
長間竹長サ三尺斗。常ノ細キ竹ニテモ不若。

一 柿

一本

四尺斗ノ一本名札ニ括付置ク。外ニ小枝ハ路次神社御隠之料ナリ。

一 半紙三枚墨ニ染ル事

右、墨幣之料也。一枚四下リニ裁ナリ。残リ一枚半分ニ切り、半枚

ハ立紙ニツカイ、半枚ハ紙捻ニテ、幣串ノカシラヲ括ルノ料ナリ。

一対

一松明

右、行列ノ式ナリ。外ニ闇夜ノ時ハ、挑灯ノミニテハクラキユヘ、或ハ竹タマツ、或ハ何ニテモ四五本用意可致事。

一鳥目一貫二百文

右ハ、郷約会中ケ間ニ有之。故頭人ヨリ受取三斬屋ヘ穴掘。并与丁六人、外ニ二人来等之料ニ遣ス。

一同二百文

右ハ、寺庵ノ僧并下僧ヘ百文ツ、包置遣ス。不レ用レ僧時ハ不及此義也。

### △名札相等之書様

一名簿札ノ真中一行ニ可書。上下モ切りハシヘ文字ノ

一名簿カヽラサルヤウニ可書

□右京權大夫從五位上賀茂縣主清茂之墓

但シ祠官ナラハ、此上前祠官ノ三字アルヘシ〇或云、名札ハ石碑ヲ立ルマテノシルシナレハ、裏ノ右ノ方ニ年月死日、年イクツト書付名札ノ通ヲ石碑ニ写スナリト。右名札板檢ノ二分板削立長サ二尺、巾三寸此代七分五厘。

□故伺某賀茂何子之墓

一覗ニ位故某娶伺子之墓ト如此一行ニ書モアリ。夫存生

ナレハ故字ナキト勿論ナリ。姓各可レ當其姓一

一葬送路次之間ハ、奉書杉原様之紙ニテ、名札之寸法合セ、書付モ

名札ノ如ク書キ、墓ノ字ヲ板ト書置モアリ。

一棺以被為上品見神代卷家礼云、沢木為棺。油為上

一棺之書付ハ、棺之前ノ方真中ニ大字ニ前ト云字ヲ可書。蓋之表書

付ハ、真中一行ニ官位姓名、右方一行ニ真中一行ヨリ一字アケテ、

何年何月何日誕生ト書、左方ハ中行ト端トノ亦真中ニ一行ニ誕生

ノ年月ト同例ニ、何年何月何日卒ト可書。其左ノ方ニ右之行ノ中程ヨリ、其子ノ官位姓名書之委圖于左。

延寶七年十一月廿二日 誕生

從四位下賀茂縣主清足

元禄元戌辰年三月朔日 誕生

從四位下賀茂縣主清足

故清茂縣主妻

源辨子

宝曆三年四月廿三日 卒

從四位下賀茂縣主清足

安永三年四月九日 死

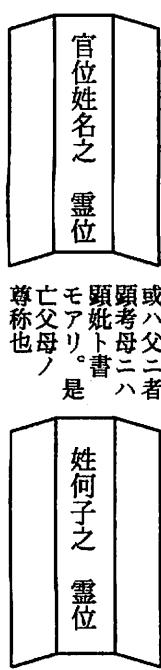
從四位下賀茂縣主清足

夫存生ナラハ故ノ字ヲ省キ、賀茂縣主某ノ妻ト書ベ可ナリ。本法ハ官位姓名尼ニ可レ書者也。今略ベ如此、或ハ某ノ板ト書モアリ。

子ノ位階ノ上ニ孝子、或嫡子ト書モアリ。但祖徫喪礼略ニ云、父存生ニメ、母死スル寸ハ孝子ト不書。哀子ト可書トアリ。或死日ノ下ニ卒年何ナト書モアリ。或ハ何某之嬪トモ書ク。嬪者婦ノ称号。曲礼云、婦ノ死メ而夫称レ之。謂嬪ト侍レハ夫存生ニメ、妻死スル寸ハ嬪ト書ベ可ナランカ。

一神主書様

紙牌モ云、俗ニ云位牌也。奉書杉原様之紙堅ニ三ツ折ニメ、真中二一行ニ官位姓名之靈位ト書ク。女儀ハ姓何子之靈位ト可書。



右ノ如クシタ、メ、送葬之節文匣ニ入、黒幣ト一所ニ下部ニ持シ  
メ、或ハ亦損シサルヤウ自身懷中スルカベ、墓へ処リ葬了而、供物  
ヲ備ヘ燒香シ、奉幣等了而後、右之紙牌ヲ出シ神靈ヲ奉レ移口伝。

右了而清キ物ニ入自身懷中シ宿へ帰リ、家内ノ靈壇へ奉ニ安置。

備ニ供物燈明等ヲ。帰宅以後何年何月何日ヲ可書。

弔家ニ所レ伝ハ如此ニ非ス。葬送之節、榊之枝一本長八寸斗黒幣

持ノ下部ニ持セ或自身、懷中ス又小キ四手二枚重ネニ下リニ裁チ、此ヲ

懷中シ墓所ニ至リ、奉幣等了而後、先ニ持セクル榊ヲ受取。墓前

進ミニ二拜勤念。懷中ノ榊ニ付ケ神靈ヲ写移シ奉ル口伝。了而ニ二拜退

下也。

△棺へ入ル品之事

一 杖 調様前ニ見ユ 一本

一 枕 紙ニテ包ム 一ツ

一 脣緒 爪 髮 嘗紙ニテ包ム

一 橋 紙ニテ包ム

一 手拭 白布二尺斗

此外時服、布団并平日自愛之器物等ハ、一切不レ可レ入之員、文

公家礼等之書ニ有之。尤無益之事ニ而且ツ有レハ害也ナリ。雖然親族

之哀情是亦難ニ強テ可レ禁、使ノ其心尽サナランヤ亦可也。但金銀者勿論、金氣之器物且ツ刃物等ハ堅ク可シムル寸ハ制事也。

一 入棺已後蓋ヲ釘ニナシメ、白布ニテ十文字擲ミ余リヲ三四尺臓ノ

窓ヨリ出シ、路次孝子持之可二從行但孝子可為若ニ嫡男一次男  
共持レ綱ハ両端ヲ左右之窓ヨリ出シ、嫡男ハ左手、次男ハ右手ナ  
リ。但此綱今多、カラミノ紐ハ略ベ、綱ハ別ニ白布一方ニ巾長四尺ツ付置「ナリ。最是ハ略ナリ。

### △葬送之行列

見送  
榊持上下無刀

松明自下無刀

長刀麻上下帶刀  
長刀除レ鞘

兄弟召具同前

弓矢素模帶刀

香炉素模帶刀

名鑑并榊  
素模帶刀

兄子素服腰指  
若兒上下帶刀

小者草履取  
令レ取刀ヲ

黒幣并榊  
上下無刀

輶興丁六人

沓持白丁無刀

但死者之沓持也。男ハ無裏絹太  
女ハ裏草履也。於墓所埋ニ于柩下。

從者群行

一行列ニ弓矢、長刀ヲ持テ先行スルヲ方相士ト云。先払之意ナリ。

或ハ面ナトト着ルモアリト云。

一 死者出門ノ跡ヲハキ払、或石ナトト置ハ、全ク忌意ニ非ス。本

法ハ死者ノ居玉フ処ノ舍屋ハコホチ除キテ、又新ニ造作スルハ也。

然カシ小家ニテハ、左様ノ成カタキユヘ、或ハ板敷ヲ張替、或

ハ板敷ヲシラゲナトスルハ也。其ヲ又略メ石ヲ置ハ也。此ハ舍屋

ヲコホチ除キテ、新ニ其跡ニ石スエラスル意ナリ。或云歲ノ意  
ナラント。

一 葬送刻限ニ至リ、三斬屋并与丁六人輶持來ハ、鳥目一貫二百文并野布施文ツナキ六ツ七ツ渡之。且ツ酒等ヲ給ベシ。器物ハ彼方ヨ

リ持參ナリ。

一刻限以前、寺僧之僧并下僧ヲ招キ酒食ヲ給サセ、布施百文包、一包ツヽ与レ之、出門已前墓所遣ベシ。但シ僧ヲ用ユル不レ用、

從ハシメサル其家族ノ意ニヨルヘシ。  
然シ僧ヲ不レ用テ以ヨシトス。

又送葬ニ從ハシメ、

一 葬送之路次毎度焼香スヘシ。拝墓所ニ至リ、柩ヲ葬リ奉ル。此間孝子傍ニ蹲踞、心念口伝了而、竹ノ箇ヲ四角ニ能クユイ付、名札、

榦等ヲ真中ニコケサルヤウニ立ヘシ。右了而墓所前ニ香炉ヲ台共

二備ヘ焼香シ、次ニ黒幣ヲ受取、左右再拝。祝詞、

掛毛畏幾官位姓名神靈乃宇津乃廣前仁恐美恐美毛申佐久抑

此處余神靈平葬女奉利母孝子某謹而御幣乎捧介奉旨仰願

波此狀乎平介久安介久聞食之夫長世未昌仁動無久鎮利御座之昌

某加家内安全子孫繁榮仁称榮卒事乎夜乃守利日乃守利仁  
護幸賜倍止恐美恐美毛申壽

祝詞了而、同上再拝。

次神靈ヲ幣勸請ニシ、御榦ニ遷シ奉リ、取扱リ靈壇ニ安置シ奉リ、  
備供物ヲ。但幣勸請ノ儀

口云。

一 黒幣ハ奉幣了レハ名札ノ後ノ方ニ立置「ナリ。孝子ノ杖モ今多一  
処ニ指トイヘトモ、此ハ惡シ。ヤハリツキ帰リ翌日ヨリ墓参ノ砌ニツクベキイナリ。他日ハツカスト云氏、七日タニハツクヲ以テヨシトス。

一 每七日廟参。烏帽子、素服、傘但シスボメ、脇指、召具上下、刀ヲ持  
セ参詣ナリ。其他ノ墓参ハ麻上下、帶刀、アミ笠ニテモ不苦。蓋シ人々ノ随意タルヘシ。

一 及ニ終焉ニ之時、社司者辞職之届、老若中者給田往来田、木船田、之

卷物、以語合之輩衆分可然持參于評議所。何某病氣危急、依之令辭退由申ニ入于会所一退去。追付又死去之由并其親族官位有之輩、重

輕服着用之旨相届。但社司者辞職相済之後可レ申ニ入死去之届ア。

一 五旬之日限者、葬送之日ヨリ五十日数ヘ、輕服ハ聞忌ニテ即刻ヨリ暇服ヲ立ル。社法也。

一 着服之人ノ御籍張候事。  
一 葬送之日時可ト事有在。

一 神事之具並神靈之類、清屋ヘ除ル事。若神架有之間暇服ニヲロサハ、其架ヲ紙ニテ張リ囲フベシ。

一 凶事之帳ハ表閉ニスヘシ。表ニテ真結ニベ、余ヲ切捨ヘシ。不閉重ノ意ナリ。

### △鄉約会評決并頭人組

一 宝曆四二廿三雨下。晩景今日放聖神寺。定例鄉約会評云、後妻ニ棺諸具可被用哉如何。決ニ云、諸具可被用棺者無用。但料物被出入魂之上者、可為格別。手下之地下人者諸具無用。棺ハ可被用。又評云、嫡子棺諸具可被用哉如何。決ニ云、諸具可被用。棺ハ無用。但料物被出入魂之上ハ、可為格別云々。諸具棺等一式用之儀、両親我夫婦而已也。

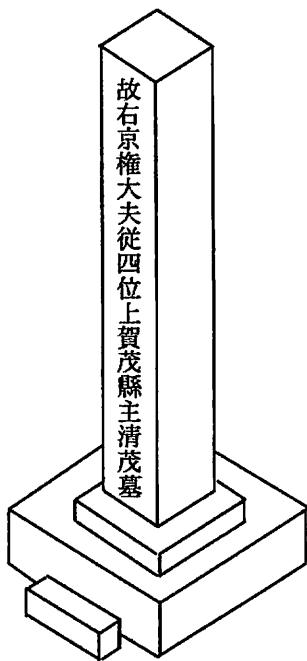
一 哉礼者四礼其一也。故同志之輩、歎キ其廢ヲ号シ鄉約ト整其用却ヲ。聊カ令レ勤ニ其礼儀ヲ。号スハ鄉約一者ハ、藍田呂氏卿約与鄉人。凡同約者德業相勤メ、過失相規イマシメ規制。戒也。礼俗相交、註謂婚葬祭禮之礼

有一往還書問慶予之節患難相恤ミ註日、死喪、孤弱、趣柱、貧乏。違約者ハ三犯而

行レ罰。不レ悛者絶之。改也。絶之使  
付、河原之川へ流サシムベシ。

一 番 頭人組  
清立 數顯 保邑 経資  
安清 経堅 紀季 故息直跡  
故父清跡勝清  
二番 親頭 氏雄 季貢 保矢  
三番 保考 孝顯 氏歴 宗氏  
氏礼跡季収 賢清 故存直跡  
經為 清住 昌直跡季龍 五顯  
芳季 直望 氏都 清匡  
保芳 氏詞

一 石碑ハ上セマリ、下ノアキ多ク致ス。石碑書付習之由退翁嘗テ  
被レ仰シトナリ。



二机ニノスヘシ。入棺以後亦如レ此備置キ、送葬之時供ノ者ニ申  
付、河原之川へ流サシムベシ。

一 入棺以前、死者之服ヲ改ムヘシ。服ハ時服タルヘシ。但シ白ヲ以  
司ハ装束、指貫。非職ハ淨衣、上下或ハ冠烏帽子等ハキセンハツカ  
ユルユヘ、ハタニ入ヲクヘシ。

一 郷約会仲間之棺、大棺、名札共、直段四十目二分五厘、小棺名札  
共直段三十目七分五厘也。大小各二ツ、有調事也。

右凶事之記者、甲斐守保考自下野守經堅借用書写。之以一卷後昆為覺  
悟新写了。

天明五年夷則中旬

宗氏

右之凶事記、下野介經威縣主藏書也。後昆為覺悟備借用書写畢。

文政三年庚辰九月中旬

□□

予約会二番講也。強而雖不及書写、此記文面細密依為覺悟也。

右凶事記令借用書写畢。

寸法委ク見ユ別記ニ  
一 死者ヲ居直ラセ但シ手足共ヨクチメ置ヘシ。白帷子ヲ以覆レ之、屏風ニテ囲置ヘ  
シ。供物洗米、土器入子二十、上同載ス于片木ニ。御燈等ナリ。共

壬時天保六年癸未年六月

正四位下賀茂縣主頭隆

